

○ハラスメントについての対策要領

平成20年11月25日

訓令第82号

改正 平成26年3月31日訓令第26号

平成29年3月31日訓令第19号

(題名改称)

令和5年3月28日訓令第26号

(目的)

第1条 この要領は、ハラスメントに関する苦情を迅速公正かつ円満に処理することによって、職員が快適に働くことができる職場環境を確保することを目的とする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント

ア セクシュアルハラスメント 職場において行われる性的な言動に対するその職員の対応により当該職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は職場において行われる性的な言動により当該職員の就業環境が害されることをいう。

イ 妊娠・出産・育児又は介護休業等に関するハラスメント 職場において、上司や同僚が、職員の妊娠及び出産並びに育児、介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠、出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。

ウ パワーハラスメント 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいう。

エ その他のハラスメント 他の職員に対して、人格と尊厳を傷つける言動等をいう。

(2) 職場 職員がその職務に従事する場所をいい、出張先その他職員が通常勤務する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。

(適用範囲)

第3条 この要領は、正規職員のほか、会計年度任用職員等について適用する。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第4条 ハラスメントに関する苦情を審議し公正な処理にあたるため、市役所にあつては市役所ハラスメント対策委員会（以下「市役所委員会」という。）を、市立病院にあつては市立病院ハラスメント対策委員会（以下「市立病院委員会」という。）を設置する。

2 市役所委員会又は市立病院委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画総務部長（市立病院委員会にあつては事務部長）をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

5 市立病院委員会にあつては、委員長が必要と認めるときは、市役所委員会の一部又は全部の者を委員に加えることができる。

6 前2項に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めるときは、次に掲げる外部の者を委員に委嘱することができる。

(1) 弁護士

(2) 社会保険労務士

(3) 学識経験者

(4) その他委員長が必要と認めるもの

(苦情相談員の設置)

第5条 ハラスメントに関する相談あるいは苦情を受け付ける苦情相談員（以下「相談員」という。）を、別表第2のとおり設置する。

2 ハラスメントを受けていると思う職員は、委員会に申し出る前に、いずれかの相談員に申し出なければならない。ただし、直接被害を受けている職員だけでなく、その職員に対するハラスメントを不快に思う職員も申し出ることができる。

3 前項の規定による申出を受けたときは、原則として複数の相談員で速やかに申出人及び関係人から事情を聴取し苦情処理にあたるとともに、苦情処理の経過について総務課長（市立病院にあつては管理課長。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 総務課長は、報告に基づき相談員と相互に連携、協力して苦情処理に当たる。

(委員会への申出等)

第6条 総務課長が委員会で処理することが適当と判断した場合又は申出人が委員会での苦情を申し出た場合は、総務課長は委員長に委員会の開催を要求しなければならない。

(苦情の処理)

第7条 委員会は、前条の規定による開催の要求があったときは、関係者による事情聴取を行うなど適切な調査活動によって迅速に案件を処理しなければならない。

2 委員会で解決が困難な場合は、苦情を申し出た職員が弁護士や他の相談機関に相談することを妨げない。

(プライバシーの保護等)

第8条 苦情処理に当たっては、申出人及び関係人のプライバシーの保護に努め、特に申出人が申出をしたことによって不利益を被らないように留意しなければならない。

(庶務)

第9条 市役所委員会の庶務は、企画総務部総務課人事文書係が、市立病院委員会の庶務は、事務部管理課職員経理係が担当する。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日訓令第26号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

市役所ハラスメント対策委員会委員		
企画総務部総務課長	総務課人事文書係長	職員団体が推薦する職員 3名
総務課人事文書係長		
市立病院ハラスメント対策委員会委員		
事務部管理課長	管理課職員経理係長	職員団体が推薦する職員 3名
管理課職員経理係長		

別表第2 (第5条関係)

苦情相談員 (市役所)		
企画総務部総務課長	総務課人事文書係長	職員団体が推薦する職員 2名
苦情相談員 (市立病院)		
事務部管理課長	管理課職員経理係長	職員団体が推薦する職員 2名

